

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株 式 会 社 新 生 銀 行
取締役代表執行役社長 ティエリー ボルテ

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当行第8期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成20年6月24日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.shinseibank.com>）に掲載させていただきます。

当日ご出席いただけない株主様が後日株主総会の状況をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第8期定時株主総会の状況を一定期間公開する予定です。なお、出席されます株主様の映像は公開いたしません。

記

1. 日 時 平成20年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
新生銀行 本店1階 新生ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役14名選任の件
 - 第3号議案 当行及び当行子会社の役職員等に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類及び計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、招集通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト (<http://www.shinseibank.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合の取扱い
電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。また、その際は、後記65頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」に記載しております住友信託銀行株式会社 証券代行部までご請求ください。
- (6) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームの取扱い
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記65頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

(提供書面)

第8期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、平成20年3月31日現在、当行、子会社204社（うち株式会社アプラス、昭和リース株式会社等の連結される子会社及び子法人等104社、非連結の子会社及び子法人等100社）及び関連法人等30社（持分法適用会社。日盛金融控股股份有限公司等）で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

(銀行業務)

当行の本店のほか国内支店、一部の子会社及び子法人等ならびに一部の関連法人等（持分法適用会社）において、預金業務、債券業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、証券化業務、クレジットトレーディング業務、ノンリコースファイナンス業務、M&A業務、企業再生業務、コンシューマーアンドコマースファイナンス業務などを行っております。

(証券業務)

国内子会社の新生証券株式会社において、証券化業務、債券引受販売業務などを行っております。

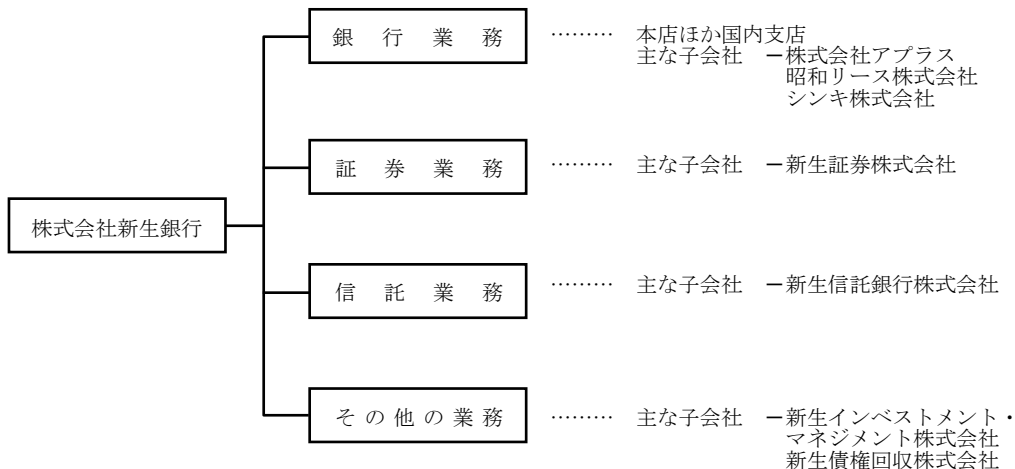
(信託業務)

国内子会社の新生信託銀行株式会社において、金銭債権信託業務、有価証券信託業務、特定金外信託業務などを行っております。

(その他の業務)

国内子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において、投資信託委託業務、投資顧問業務などを、同じく、国内子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



【金融経済環境】

当事業年度（当連結会計年度）のマクロ経済金融環境を顧みますと、日本経済は堅調な輸出と底堅い国内需要を背景に緩やかな拡大を続けています。しかし、米国の低所得者向け高金利型（サブプライム）住宅ローン問題の米国経済への影響が顕現化するにつれ、対米輸出に依存する日本経済の下振れリスクが意識され始めています。また、サブプライム・ローン関連商品の評価損による海外金融機関の収益悪化は、金融株を中心とした世界規模の株価調整を誘引し、信用スプレッドも大幅に拡大させました。こうした中、世界経済に対する先行き不透明感が強まり、消費者及び企業マインドは大幅に低下しています。日本の金融機関においても保有債券の評価損が拡大するなど米国住宅ローン問題の影響が波及しております。

日本銀行は、このような国際金融市場の不安定さに鑑み、正常な金利水準に向けた引き締め政策の姿勢を徐々に後退させていきました。また、改正建築基準法の施行にともなう住宅着工戸数の予想以上の落ち込み、また、米国経済のリセッションリスクの高まりなどを勘案し、足元の景気判断を下方修正いたしました。この結果、政策金利である無担保オーバーナイト・コールレートは、年度を通じて0.5%に維持されました。

海外経済に関して、欧州及びエマージング諸国は減速しながらも堅調な成長軌道を辿っています。しかし、米国経済は住宅投資の落ち込みによる実体経済への影響が顕現化し、さらに拡大する様相になっています。実質GDP成長率でみると、第3四半期の+4.9%（年率）から第4四半期には+0.6%（年率）に急減速しています。また、非農業部門の雇用者数が2ヵ月連続して減少するなどリセッション入りの可能性を示唆する指標が出始めています。

米国住宅ローン問題によって、サブプライム・ローンを担保とした証券化商品を多く保有していた海外金融機関の収益が大幅に悪化しました。また、住宅市場の不振が続く中で、ALT-Aなど比較的信用力のある住宅ローンを担保とした証券化商品の評価損も拡大する傾向にあります。こうした傾向が続くと、海外金融機関は収益だけでなく資本を大きく毀損する恐れがあります。このため、米国住宅ローン問題は、クレジットリスクの全般的な見直しのきっかけとなり、海外金融機関を中心に信用スプレッドが大幅に拡大しました。

米FRBは、このようなクレジット市場の混乱を受け、昨年9月以降、大幅な金融緩和措置を断行してきました。特に、経済指標の悪化度合いが加速した今年1月以降からは、政策金利であるフェデラル・ファンド金利を2.00%一気に引き下げました。この結果、政策金利は5.25%から2.25%となっています（3月末時点）。さらに、FRBはクレジット・クラッシュにともなう国際金融システム不安を解消するために、各国の中央銀行と協調し、大規模かつ迅速な流動性供給策を施しています。

一方、石油や穀物など国際商品市況は、エマージング諸国の堅調な需要を背景に上昇が続いております。この結果、国際商品の多くを輸入に依存する先進国におけるインフレ圧力は強まる方向にあります。こうした国際商品市況の上昇が先進国の期待インフレの上昇を促す一方、上述のクレジット・クラッシュにともなう金融緩和策に対する期待感によって、先進国のイールドカーブは軒並み勾配が急になりました。

金利市場は、新年度入り後には、日銀の金利正常化の動きを映じて短期金利を中心に金利が上昇しました。しかし、昨夏以降、米国住宅ローン問題による信用不安の台頭や、米住宅市場の落ち込みによる米経済のリセッションリスクによって、安全資産としての国債への選好が大いに強まり、短中期ゾーンを中心に金利が低下しました。

信用スプレッドは、サブプライム・ローン関連商品を多く保有する金融機関を中心に急激に拡大しています。海外金融機関のCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）からみた信用スプレッドは、昨夏と比べて、1%～2%（AA格以上）程度拡大しています。海外金融機関は、アジアや中東の政府系ファンドから資本注入を実施して財務基盤の強化をはかっていますが、信用不安を払拭できない状況にあります。

株式市場は、グローバル経済の減速にともなう企業収益の低下、信用スプレッド拡大にともなう金融機関の経営悪化、福田康夫内閣の構造改革への消極姿勢、及び衆参ねじれ国会における日本政治に対する閉塞感などから、昨夏以降、大幅に下落しています。

ドル円は、米国経済の先行き懸念、日米金利差の縮小、及び国際通貨としてのドルに対する信認の低下などから、ドル安円高が進みました。今年に入り、12年ぶりに1ドル=100円を割るなどドル安が加速しています。

全体として、日本経済は、欧州やエマージング諸国向け輸出の増加および底堅い国内需要により緩やかな拡大を続けています。しかし、米国住宅ローン問題をきっかけとした国際金融市場の混乱、それを受けた消費者及び企業マインドの低下、さらに、住宅投資の減退にともなう米経済のリセッションリスクの顕現化などから、今後、減速することが見込まれています。

昨年9月末、投資家保護を前面に打ち出した金融商品取引法が施行されました。この法律は、金融商品に関する販売及び広告に関して同一ルールで規制し、投資家保護に努めることを狙いとしています。なかでも、投資家の投資適格性を重視した勧誘が求められることになりました。このため、金融商品の販売にかかる確認事項が多岐にわたることになり、勧誘時のトラブルが誘引されやすくなりました。こうしたリスクを避けるため、銀行の一部には投資信託の窓販を慎重化するところも出てきました。このため、順調に伸びてきた銀行の投信窓販のシェアは低下しております。

【事業の経過及び成果】

当行は、インスティテューショナルバンキング、コンシューマーアンドコマercialファイナンス、リテールバンキングを3つの戦略業務分野とするビジネスモデルをベースに、法人及び個人のお客さまに、幅広い金融商品・サービスを提供しています。現在3つの業務はそれぞれ異なった成長過程にあり、独自のビジネス機会や課題に取り組んでいます。

〔インスティテューショナルバンキング分野〕

インスティテューショナルバンキング業務におきましては、お客さまを担当するリレーションシップ・マネージャーと金融商品・サービスの専門家が効果的に協働しながら、伝統的な法人向け金融商品・サービスだけではなく、投資銀行独特の革新性や機動性を活かした付加価値の高い金融商品・サービス・ソリューションを、事業法人、金融法人、公共部門のお客さまにご提供し、収益基盤の多様化・安定化をはかっています。

平成20年3月期は、米国住宅ローン市場の混乱等による影響を受け、主に証券化の分野は厳しい状況となりましたが、貸出、不動産ノンリコースローン、クレジットトレーディング、プリンシパルインベストメントといった分野において順調な実績を残すとともに、アセットマネジメント、アドバイザーなど成長性の高い分野においても、堅調な成果をあげました。

貸出の分野においては、新規及び既存の事業法人等のお客さまからの資金需要にお応えすることで、法人向け貸出は収益性や資産の質を維持しつつ、堅調に推移いたしました。平成19年12月には、従来以上に、専門性の高いソリューションをお客さまに提供できるよう、事業法人営業組織を戦略業種別とする組織再編を実施しました。

不動産ノンリコースローンの分野では、与信集中リスクや適切なリスク・リターン水準確保に留意のうえ、厳選された案件運営を行うとともに、ノンリコースローンの証券化に取り組み、資産の効率運営と収益確保をはかりました。

クレジットトレーディングの分野では、国内外の市場でディストレスト資産、不良債権、要注意債権などへの投資、回収を積極的に行い、国内外の堅調な案件実行と回収、不動産価格の上昇により順調に推移しました。

プリンシパルインベストメントの分野では、平成19年8月に日本アジア投資株式会社との事業提携と第三者割当増資引受け、平成20年2月には、日本政策投資銀行との間で当行関連会社の子会社を運営会社とする、プライベート・エクイティ・ファンドを設立いたしました。当行の豊富なプライベート・エクイティ投資事業の経験や多様な金融サービスを活用することにより、新たな投資機会の獲得と、投資先企業の企業価値向上のための経営支援等を通じた積極的な事業展開をはかっています。

アセットマネジメントの分野において当行は、インドの大手投信会社であるUTI Asset Management Company Pvt. Ltd. と業務提携し、同社グループが行うインドにおける運用を国内のお客さまに提供しておりますが、平成19年8月には、同社子会社と提携し、東南アジアにおける資産運用管理ならびに金融商品販売を目的とした合弁会社をシンガポールに設立しました。

当行は、子会社である新生証券株式会社とともに、幅広い革新的なソリューションを提供するためキャピタルマーケット関連事業の拡充を行っており、お客さまのニーズに応えるべく、外国為替、金利及びクレジットデリバティブ、株式や株式デリバティブ取引といった幅広い分野に取り組みました。

また、平成20年2月には、株式会社東和銀行との間で業務提携契約を締結し、お客さまに提供する付加価値の高い金融商品・サービスの開発や推進につき、相互協力をはかっています。当行は、永年にわたって培ってきた地域金融機関との幅広いネットワークを活かし、各金融機関との連携を強化することで地域金融に役立ちたいと考えています。

なお、平成20年3月期には、米国サブプライムローン問題に端を発する市場の混乱の影響を受け、米国住宅ローン市場向けエクスポージャー関連損失計291億円（評価減156億円と貸倒引当金等134億円）を計上いたしました。

[コンシューマーアンドコマースファイナンス分野]

平成17年3月期の株式会社アプラス、昭和リース株式会社の買収を通じて、当行グループの中核業務の一つとなったコンシューマーアンドコマースファイナンス業務は、個品割賦、クレジットカード、消費者ローン、リースなどの幅広い商品・サービスを中小事業者や個人のお客さまに対して提供しております。また、平成19年12月には、当行の関連会社であったシンキ株式会社、当行が同社の株主割当を引受けた結果、連結子会社となりました。

同業務のグループ会社については、貸金業法の改正による上限金利の引下げや、総量規制の導入、過払金の返還請求にともなう負担など、業界を取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、営業力のさらなる強化をはかるとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益力・競争力の一層の向上をはかっております。

当行子会社である株式会社アプラスは、先進的なITインフラを通じた高度な消費者向け与信判断や回収能力により、競争力のある優れた金融サービスを提供する、今までにないまったく新しいタイプの信販会社になるという中期戦略を推進しております。加盟店取引の見直しや、利息制限法内での新規顧客向け貸出などを通じた、質の高いお客さまへの注力や、審査基準の厳格化などにより、営業資産は計画どおり減少したものの、平成20年3月期は、連結当期純利益61億円と、前期の大幅赤字から一転し、黒字化を果たしました。なお、当行は、平成20年3月に同社が実施した第三者割当増資500億円を引受け、同社の資本増強をはかっております。

平成19年12月より、当行子会社となったシンキ株式会社は、上半期に実施した貸倒引当金、利息返還損失引当金の大幅な積み増しにより、平成20年3月期は175億円の赤字となりましたが、平成19年10月からの下半期は、27億円の黒字化を果たしました。

[リテールバンキング分野]

リテールバンキング分野においては、店舗とインターネットやコールセンターなどのリモートチャネルを効果的に組み合わせたビジネスモデルへの取り組みにより、利便性の高い価値ある商品・サービスをご提供できるよう心がけております。

総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）の新規開設は、引き続き堅調に推移し、口座数は平成20年4月末には従来からの口座を含め220万口座を超えております。平成19年9月30日の金融商品取引法の施行により、商品販売ペースがやや低下しましたが、お客さま基盤の拡大に加え商品ラインアップの拡充に取り組んだことから、仕組預金、年金、保険投資商品を含む個人預かり資産残高は平成20年3月末現在で、5兆922億円となりました。また、住宅ローンについても、手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス、さらに柔

軟性の高い商品設計などが評価され、「パワースマート住宅ローン」の平成20年4月末の残高は8,000億円を超えております。

平成19年7月には、一定の条件を満たすお客さまを対象とした新しい「新生プラチナサービス」を開始し、「ベスト・マネー・アドバイザー」として資産運用コンサルティングをより一層充実させたほか、円定期預金の金利優遇や、ファイナンシャルプランナーへの相談サポート、また海外送金手数料無料サービスなどを実施しております。

また平成19年10月より、主に退職されたお客さまや退職後のセカンドライフに向けて貯蓄を行っているお客さまを対象に、「新生銀行に5分ください。」をキーメッセージとして、豊かなセカンドライフのための資産運用の提案を開始し、お客さまに大変好評を頂いております。

店舗およびATM網の拡充においては、平成19年5月に柏フィナンシャルセンター（千葉県）を開設したほか、同年9月に三浦藤沢信用金庫とのATM相互利用サービスを開始したことで、より幅広い地域のお客さまに当行のサービス提供を行うことができるようになりました。また平成19年12月にはJR三鷹駅構内、平成20年1月にはJR京都駅構内に新たに当行ATMを設置し、さらなるお客さまの利便性向上をはかっております。鉄道駅構内における当行ATM網としては、東京メトロ、京浜急行電鉄、近畿日本鉄道の駅構内があり、東京メトロにおいては、49駅に76台のATMを設置（平成20年3月31日現在）し、当行最大のATMネットワークを展開しています。さらに平成20年1月には、株式会社セブン銀行とATM共同設置等に関する合意に至り、今後、戦略的なチャネル強化を通じて、より一層お客さまの利便性向上を図ってまいります。

常に一步先を行くサービスを提供している当行リテールバンキングは、商品・サービスの拡充に加え、新店舗や新しいコールセンターの開設、ATM網の拡充などにより、より一層お客さまの利便性を高めるための施策に取り組みました。今後ともお客さまのニーズに合った商品・サービスをタイムリーにご提供することにより、お客さまの利便性をより一層高めるとともに、お客さま基盤の拡大をはかってまいります。

[財務基盤]

金融再生法ベースの開示債権は平成20年3月末現在で531億円となり、不良債権比率（金融再生法開示債権ベース）は0.95%となりました。資金調達面では、個人のお客さまからの預金を中心に、調達構造の多様化を継続的に進めてきております。格付の向上やお客さまからの継続的な信任により、個人のお客さまとの取引も着実に増加するなど、安定した調達基盤を構築しております。格付につきましては、ムーディーズが平成19年5月に当行長期債務格付をA3からA2に、銀行財務格付をDからCマイナスに引き上げ、またスタンダードアンドプアーズが、同年6月に長期カウンターパーティー格付をBBBプラスからAマイナスに引き上げました。

平成20年2月には、ジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー (J.C.Flowers & Co. LLC) の関係者を含む投資家により新たに組成された投資ビークルに対し、1株当たり425円にて総額500億円の第三者割当増資を行い、財務基盤のさらなる強化がなされました。平成20年1月に完了した、当該投資ビークルによる当行株式に対する公開買付け(358,456,000株を1株当たり425円にて取得)を含め、平成20年3月末現在、上記投資家グループは当行発行済普通株式(自己株式を除く)の32.6%を保有しています。

また、当行の公的資金につきましては、平成19年8月1日に、株式会社整理回収機構が保有する第三回乙種優先株式(300,000,000株、残高1,200億円)が200,000,000株の普通株式に、また平成20年3月31日には、預金保険機構が保有する第二回甲種優先株式(74,528,000株、残高968億円)が269,128,888株の普通株式にそれぞれ転換され、平成20年3月末現在、預金保険機構ならびに整理回収機構は合計469,128,888株を保有しています。これは、当行発行済普通株式(自己株式を除く)の23.9%に相当します。

なお、平成20年3月には、当行グループの資産をより効率的に活用するための戦略的施策として、当行本店不動産の売却(具体的には、当行本店不動産を信託財産とする信託にかかる信託受益権の売却)を行いました。当行は今後3年以内に新本店に移転する予定です。当行は、資産効率を高めると同時に、当行グループの業務プロセス改善をはかってまいります。

[業績]

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。なお、連結子会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載していません。また、シンキ株式会社につきましては平成19年4月1日から平成19年9月30日までは持分法適用会社でしたが、同社株式を当行が買い増したことによって連結子会社となり、同社の貸借対照表と平成19年10月1日から平成20年3月31日までの損益計算書を連結しております。

(概要)

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は11兆5,257億円（前連結会計年度末比6,880億円増加）となりました。主要な勘定残高といたしましては、預金・譲渡性預金が5兆8,066億円（同比3,857億円増加）で、債券は6,624億円（同比408億円減少）、貸出金につきましては5兆6,222億円（同比4,759億円増加）となりました。

損益面では当連結会計年度の経常収益は5,935億円（前連結会計年度比334億円増加）、経常費用は5,822億円（同比454億円増加）となりました。この結果、連結経常利益は112億円（同比119億円減少）となり、特別利益889億円、特別損失75億円、法人税等49億円（損）、法人税等調整額95億円（損）、少数株主利益180億円（損）等を加えた連結当期純利益は601億円（前連結会計年度は連結当期純損失609億円）となりました。

(預金・譲渡性預金)

当連結会計年度に預金は2,887億円増加いたしました。これは個人のお客さまからの預金が1年もの定期預金を中心に増加したことなどによるものです。また、譲渡性預金は期中969億円増加し、預金・譲渡性預金合計の年度末残高は、前連結会計年度比3,857億円増加の5兆8,066億円となりました。

(債券・社債)

普通銀行への転換を踏まえて、資金調達の本足を債券から預金へとシフトし続けており、債券発行残高は徐々に減少しております。債券は当連結会計年度に408億円減少し、年度末発行残高は6,624億円となりました。また社債に関しては当連結会計年度中に258億円増加して年度末発行残高は4,262億円となっております。

(貸出金)

貸出金については、法人のお客さまに様々なソリューションを提案して、新しいタイプの貸出にも積極的に取り組むとともに、個人のお客さま向けの住宅ローンにも注力し、貸出金は当連結会計年度に4,759億円増加して年度末残高は5兆6,222億円となりました。

(有価証券・特定取引資産)

当連結会計年度に有価証券は1,256億円増加して年度末残高は1兆9,802億円となるとともに、特定取引資産も118億円増加して年度末残高は3,152億円となっております。

(経常損益)

経常収益につきましては、資金運用収益が前連結会計年度比693億円増加して2,421億円となりましたが、これは主に貸出金残高の増加及び貸出金利の上昇によって貸出金利息が前連結会計年度比599億円増加して1,867億円となったことや、有価証券利息配当金も前連結会計年度比104億円増加したことによるものです。一方、特定取引収益につきましては、リテール業務での新型預金にかかる金利オプション収益が減少したことなどにより、前連結会計年度比84億円減少して97億円にとどまりました。また、その他業務収益も米国住宅ローン市場の混乱に伴う有価証券の評価損失計上により、前連結会計年度比246億円減少して2,466億円となりました。経常収益合計としては、資金運用収益の伸びが非資金運用収益の減少を補って、前連結会計年度比334億円増加して5,935億円となりました。

経常費用については、資金調達費用が前連結会計年度比270億円増加して1,043億円となったものの、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット利益としては、前連結会計年度比422億円増加して1,377億円となりました。また、営業経費についても、シンキ株式会社の平成19年10月1日から平成20年3月31日の営業経費が連結されましたが、のれん償却及び無形資産償却が減少して、前連結会計年度比2億円の増加にとどまる1,712億円となりました。しかし、その他経常費用は、米国住宅ローン市場関連の投融資にかかる貸倒引当金繰入額の増加などによって、前連結会計年度比128億円増加となる934億円となりました。これらの結果、経常費用合計としては前連結会計年度比454億円増加となる5,822億円となり、当連結会計年度の経常収益と経常費用をネットした経常利益は、前連結会計年度比119億円減少となる112億円となっております。

また、銀行の本業の利益指標たる実質業務純益(*)も前連結会計年度比134億円減少して1,049億円となりました。なお、当行では、本業の1つの柱としてクレジットトレーディング業務に注力しており、同業務を中心とする金銭の信託運用損益を実質業務純益に含めております。また、株式会社アプラス、昭和リース株式会社、シンキ株式会社ののれん及び無形資産の償却費用などは、上記の実質業務純益の金額に含まれておりません。

(*) 実質業務純益は経営管理上の計数で、概ね経営健全化計画における単体の実質業務純益(＝業務粗利益＋金銭の信託運用損益－経費(除く臨時処理分))と同様のベースで算定されております。

(当期純利益)

特別利益につきましては前連結会計年度比736億円増加して889億円となりました。このうち、660億円は当行連結子会社の有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメントが保有する当行本店不動産の信託受益権を、モルガン・スタンレーが運用する不動産ファンドが出資する藤沢ホールディング特定目的会社に売却した際に生じた売却益です。また、203億円は当行連結子会社の新生プロパティファイナンス株式会社が保有していたライフ住宅ローン株式会社の全株式を住友信託銀行株式会社に売却した際の売却益です。一方、特別損失につきましては、前連結会計年度は株式会社アプラスののれん等の減損計上などによって1,041億円を計上いたしましたが、当連結会計年度は75億円にとどまりました。このため、前連結会計年度は税金等調整前当期純損失657億円だったのに対して、当連結会計年度は純利益に転じて税金等調整前当期純利益が925億円となりました。

法人税等調整額につきましては、多額の特別利益計上などの影響もあって当連結会計年度は95億円（損）となりました。また、少数株主利益は主に当行連結子会社が発行した優先出資証券にかかる配当支払いですが、前連結会計年度比14億円増加となる180億円（損）となりました。以上の結果、当連結会計年度の税金等調整後の当期純利益は601億円となり、前連結会計年度の当期純損失609億円から大幅に改善しました。

また銀行単体の税引後当期純損益も、前事業年度の当期純損失419億円から、当事業年度は当期純利益532億円となりました。

(純資産の部)

以上の損益状況によって利益剰余金が前連結会計年度比570億円増加したほか、ジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー（J.C. Flowers & Co. LLC）の関係者を含む投資家に対して総額500億円の普通株式の第三者割当増資を行ったことなどによって、当連結会計年度末の株主資本合計は前連結会計年度末比1,070億円増の7,498億円となりました。米国住宅ローン市場の混乱の影響もあって、その他有価証券評価差額は前連結会計年度の50億円の益から当連結会計年度は350億円の損となりましたが、株主資本合計の大きな増加によって、当連結会計年度末の純資産の部合計も前連結会計年度末比320億円増加して9,652億円となっております。

【企業集団が対処すべき課題】

1. 経営健全化計画の達成

当行は、消費者金融業界を取り巻く環境の大きな変化による影響を主因として、平成19年3月期（単体）当期純損失が419億円となり、経営健全化計画における平成19年3月期（単体）当期純利益を大きく下回ったことによる業務改善命令を、平成19年6月に金融庁から受け、同年7月に業務改善計画を、同年8月にはこれを踏まえた新たな経営健全化計画を金融庁に提出いたしました。しかしながら、平成20年3月期につきましても、子会社・関連会社株式等の減損や米国住宅ローン市場向けエクスポージャー関連損失などの影響により単体当期純利益が532億円となり、経営健全化計画を下回る結果となりました。公的資金による資本注入を受けている銀行としましては、経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であります。そのため、経営健全化計画を達成するよう、今後はより一層、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいり所存でございます。

2. 金融商品取引法への対応

平成19年9月30日に施行されました金融商品取引法により、金融機関はその広告のあり方、勧誘や説明の方法、販売前及び販売時の説明書面交付の義務付けなどの面においても新たな規制を受けることになりました。広告に関しては、平成19年3月に、公正取引委員会より定期預金「パスワード定期プラス」のチラシについて排除命令を受けたものの、既に平成19年1月より、商品のメリット・留意点（リスク）をおもて面に並列して表示するなど、全く新しいタイプのチラシを使用しており、その後も継続的な改善を続けてきております。また、再発防止策として、消費者の視点から当行の広告をチェックしていただく「消費者広告チェック制度」を業界に先駆けて創設したほか、広告審査委員会を設置するなど、広告チェック体制の見直しを実施しております。今後は、資産運用へのニーズが高まる中、広告の仕方、勧誘・説明の方法、説明文書の交付の3点を通じて、お客さまがリスクのある商品の取引をより安心して行えるような取り組みを継続してまいります。

また、平成21年3月期より適用される金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（いわゆる“J-SOX”）に対応するため、平成19年5月にJ-SOXプログラムを制定し、同プログラムの推進母体・決議機関として「財務統制委員会」を設置すると同時に、同委員会の事務局及び同プログラムの日常管理を所管するグループ財務統制推進室を新設しました。当該プログラムの具体的推進手順の企画立案や日常管理、関連各部室における内部統制のための文書化、テスト及び是正・改善等への調整・支援等を通じて財務統制のみならず当行の内部統制全般の強化に取り組んでまいります。

3. コーポレートサステナビリティの実践

当行は、その目的とも言うべき“新生ビジョン”である「顧客に信頼される金融のソリューションを提供することにより、顧客・社員・株主の価値を継続的に高めて行く、日本のすぐれた金融サービス企業」を徹底するとともに、その目的を達成するため組織ならびに個人としての行動の指針となる、「顧客重視」、「誠実さ」、「責任」、「チーム・ワーク」、「社会性」という5つの“新生バリュー”の実践に取り組んでおります。

平成19年9月には、全てのステークホルダーの期待に応えると同時に利益を極大化し、また銀行のバリューを実践しつつ、企業価値を創造し、持続的に拡大することを目的として、コーポレートサステナビリティの実践を推進するコーポレートバリュー部を設置しました。同部は、世界のベストプラクティスをベンチマークとしながら、環境・社会・企業統治のそれぞれの側面において増大するリスクの評価及び管理により企業価値の維持をはかり、当行の長期的な収益の拡大や企業価値の増大に大きく貢献することが期待されています。また、同時に、新しいコーポレートブランドの構築に取り組んでおり、ブランドを通じた競合他社との差別化、お客さまとの心のつながりを強化することで、市場でのオンリーワンのポジションを獲得していくことを目指しています。

4. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、最新のテクノロジーを活用した柔軟性の高いシステム基盤をベースとして、従来以上にお客さまのニーズにお応えする様々な商品・サービスをスピーディーにご提供することを通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。

5. グループ競争力・収益力の向上

当行は、グループ会社を含めた、新しい自己資本比率規制である「バーゼルⅡ」のスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営に努めるとともに、徹底した合理化に取り組むことにより、グループ全体の競争力・収益力の向上をはかってまいります。また、資本の質を維持すると同時に、資本を有効に活用し、業容の拡大に努めてまいります。

6. コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、委員会設置会社として、経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制を確立しております。取締役会に加えて過半が社外取締役から構成される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置し、経営の監督にあたるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行グループは、内部統制システムを構築し、その運用を適切に実施するため、監査機能のレベルアップをはかるとともに、利用者の利便性向上やお客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化をはかるなど法令遵守の一層の徹底に努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

加えて、当行では、S P B（Shinsei Strategy, Plans and Budgets）と呼ぶ経営管理手法を導入し、営業部門のみならず間接部門においても戦略目標、目標に対するアクションプランを設定し、予算と一体管理をしており、定期的な進捗状況のモニタリングを通じて、“新生ビジョン”の実現性を高めております。S P Bの主要子会社への導入を進めるとともに、経営陣が戦略目標についてよりフォーカスし、部門間にまたがる課題について議論する場を定期的に設けるなど、S P Bの目的である戦略の確認と共有やお客さまの視点に立った中長期的課題への取り組みに注力しております。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注記）1については、子会社等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成16年度 (第5期)	平成17年度 (第6期)	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (当期)
連結経常収益	2,486	5,290	5,600	5,935
連結経常利益	544	714	231	112
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	674	760	△609	601
連結純資産額	7,866	8,553	9,332	9,652
連結総資産	85,763	94,050	108,376	115,257

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成16年度 (第5期)	平成17年度 (第6期)	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (当期)
預 金	35,288	41,581	54,714	58,651
定期性預金	17,860	23,431	29,380	35,329
その他	17,428	18,150	25,334	23,321
債券発行高	12,468	10,214	7,039	6,631
利付債券	12,186	10,214	7,039	6,631
割引債券	282	—	—	—
社 債	500	4,470	5,624	5,199
貸 出 金	34,437	39,612	50,752	53,563
個人向け	2,921	4,578	5,669	8,173
中小企業向け	17,444	16,150	22,691	21,358
その他	14,071	18,883	22,391	24,031
特定取引資産 (トレーディング資産)	1,668	1,733	2,841	2,751
特定取引負債 (トレーディング負債)	642	1,290	873	2,037
有 価 証 券	18,207	18,097	20,620	23,003
国 債	5,867	4,744	7,472	6,453
その他	12,339	13,353	13,147	16,549

	平成16年度 (第5期)	平成17年度 (第6期)	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (当期)
総 資 産	63,963	72,086	87,289	95,486
純 資 産 額	7,889	8,530	6,588	7,327
内 国 為 替 取 扱 高	278,344	241,715	311,040	405,859
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 14,200	百万ドル 15,533	百万ドル 11,559	百万ドル 11,417
経 常 利 益	百万円 46,697	百万円 60,497	百万円 47,146	百万円 32,528
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	百万円 68,097	百万円 74,890	百万円 △41,960	百万円 53,203
1株当たりの当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 47 27	円 銭 52 27	円 銭 △32 14	円 銭 34 46

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
3. 平成18年度(第7期)より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
4. 税引後当期純損益につきましては、平成18年度の当期純損失419億円から平成19年度(当期)は当期純利益532億円となっております。主要因として特別利益に計上された匿名組合出資分配金660億円の計上があげられます。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末					前 年 度 末				
	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計
使用人数	人 4,592	人 168	人 99	人 386	人 5,245	人 4,848	人 126	人 95	人 295	人 5,364

- (注) 前年度末の使用人数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業務

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北海道・東北地区	2 (－)	2 (－)
関 東 地 区	24 (6)	24 (7)
(うち東京都内)	(19 (6))	(20 (7))
中 部 地 区	2 (－)	2 (－)
近 畿 地 区	7 (2)	7 (2)
中国・四国・九州地区	3 (－)	3 (－)
国 内 計	38 (8)	38 (9)
海 外	1 (－)	1 (－)
合 計	39 (8)	39 (9)

(注) 上記のほか、当年度末における駐在員事務所は0か所（前年度末1か所）となっております。
また、当年度末において店舗外現金自動設備を184か所設置しております。

② 当行の当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
柏 支 店	千 葉 県 柏 市 柏 1 - 4 - 3

③ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

ロ. 銀行業務（上記イ. を除く）

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
株式会社アプラス	東京本部	東京都新宿区新小川町4-1
昭和リース株式会社	本店	東京都新宿区四谷3-12
シンキ株式会社	本店	東京都新宿区西新宿1-6-1

ハ. 証券業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生証券株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8

ニ. 信託業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生信託銀行株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8

ホ. その他の業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8
新生債権回収株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	15,467
証券業務	400
信託業務	4
その他の業務	314
合計	16,186

ロ. 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
その他業務	株式会社新生銀行本店ビル売却	52,436

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社アプラス	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年10月6日	40,000	74.05 (74.05)	—
昭和リース株式会社	東京都新宿区	リース業務	昭和44年4月2日	24,300	96.42	—
シンキ株式会社	東京都新宿区	金融業務	昭和29年12月1日	16,709	67.78	—
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務	平成8年11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	平成9年8月11日	7,000	100.00	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。

3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社及び子法人等は104社、持分法適用会社は30社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

都市銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行

信託銀行

中央三井信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社

その他

商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行、三浦藤沢信用金庫

2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービス及び相互送金のサービスを行っております。
3. 当行は、以下の鉄道会社と提携し、駅構内に当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
東京地下鉄株式会社（東京メトロ）、京浜急行電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社
加えて、JR京都駅、JR三鷹駅にも当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
4. 当行は、ビザ・インターナショナルと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。
5. 当行は、英国において資本市場を通じて企業の年金債務を解消する業務を行うGuaranteed Pensions LLPを他の提携先とともに設立しており、当行持分は22.5%であります。
6. 当行は、子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「新生VISAカード」の申込み取次ぎを開始しております。
7. 当行は、平成19年7月20日、日本アジア投資株式会社との間で、事業提携を行うとともに、同社の第三者割当増資を引き受けることにつき合意いたしました。
8. 当行は、インド最大の投信会社であるUTI Asset Management Company Ltd.と業務提携し、同社グループが行うインドにおける運用を、日本国内の投資家の皆さまに提供していくこ

とに合意しております。

また、平成19年8月8日、同社の100%子会社であるUTI International Ltd.との間で、UTI International (Singapore) Private Limited設立にかかわる合弁契約を締結いたしました。

9. 当行は、平成20年1月17日、株式会社セブン銀行と提携し、販売チャネルと商品・サービスの相互利用・協力を合意いたしました。
10. 当行は、平成20年2月27日、日本政策投資銀行との間で株式会社ラフィアキャピタルの子会社を運営会社とする、中堅企業に対するバイアウト、成長資金、事業再生等を投資対象としたプライベート・エクイティ・ファンド (Raffia II L.P.) を設立いたしました。
11. 当行は、平成20年2月28日、株式会社東和銀行との間で業務提携契約を締結し、お客さまに提供する付加価値の高い金融商品・サービスの開発や推進について、相互に協力していくこととしました。

(7) 事業譲渡等の状況

- イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

- ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの

該当事項はありません。

ハ、他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

日 付	状 況
平成 19 年 5 月 18 日	当行の子会社である新生プロパティファイナンス株式会社は、その保有するライフ住宅ローン株式会社の全株式を住友信託銀行株式会社に売却いたしました。
平成 19 年 8 月 6 日	当行は、日本アジア投資株式会社の3.47%を占める普通株式を取得いたしました。
平成 19 年 9 月 27 日	当行は、米国デラウェア州法人であるダフ・アンド・フェルプス・コーポレーションと株式売買契約を締結し、同契約に基づき同社のA種普通株式3,375,000株を取得しました。
平成 19 年 12 月 13 日	当行は、シンキ株式会社が実施する株主割当による新株式発行を引き受けました。これにより、シンキ株式会社の発行済株式総数の67.7%を所有することになり、会計上は平成19年度下期首より当行の子会社として扱っております。
平成 20 年 3 月 28 日	当行は、子会社である株式会社アプラスが発行するG種優先株式500億円を引き受け、平成20年3月28日に払い込みを完了いたしました。

ニ、吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

イ. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当、委員会	重要な兼職	その他
ティエリー ポルテ	取締役 指名	—	—
杉山 淳二	取締役	—	—
マイケル J. ボスキン	取締役 (社外) 指名	スタンフォード大学 教授	—
エミリオ ボティン	取締役 (社外) 報酬	サンタンデールグループ 会長	—
J. クリストファー フラワーズ	取締役 指名 報酬	J. C. フラワーズ社 会長	—
伊藤 侑徳	取締役 (社外) 監査	株式会社CEA Japan 代表取締役社長	—
可児 滋	取締役 (社外) 監査	横浜商科大学 教授	—
フレッド H. ラングハマー	取締役 (社外) 報酬	エステローダー株式会社 海外事業専属会長	—
榎原 稔	取締役 (社外) 指名* 報酬	三菱商事株式会社 相談役	—
長島 安治	取締役 (社外) 監査	弁護士	—
ルシオ A. ノト	取締役 (社外) 指名	ミッドストリーム・パートナーズ マネージングパートナー	—
小川 信明	取締役 (社外) 監査	弁護士	—
高橋 弘幸	取締役 (社外) 監査*	—	—
ジョン S. ワズワース Jr.	取締役 (社外) 報酬*	モルガン・スタンレー アドバイザーディレクター	—

(注) *は各委員会の委員長であります。

ロ. 執行役

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
ティエリー ボルテ	代表執行役 社長 最高経営責任者	—	—
杉 山 淳 二	代表執行役 会長	株式会社アプラス 取締役会長	—
ダナンジャヤ デュイベディ	専務執行役 グループ最高情報責任者 金融インフラ部門長	—	—
ラ フール グプタ	専務執行役 最高財務責任者 財務部門長	—	—
加 藤 正 純	専務執行役 インスティテューショナルバンキング部門長	—	—
サ ン ホー ソ ン	専務執行役 インスティテューショナルバンキング部門最高 責任者部門長	—	—
寺 井 宏 隆	専務執行役 リテール部門長	—	—
富 井 順 三	専務執行役 インスティテューショナルバンキング部門長	—	—
小 島 一 美	常務執行役 コーポレートアフェアーズ部門長	—	—
藤 本 和 也	執行役 公共金融本部長	—	—
船 山 範 雄	執行役 戦略推進室長	—	—
本 多 道 昌	執行役 公共・金融法人部長	—	—
岡 野 道 征	執行役 オペレーション本部長、リテールサービス本部 長	—	—
佐 藤 芳 和	執行役 システム本部長	—	—
土 屋 貴	執行役 アドバイザー本部長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	報 酬 等
取 締 役	156 (内 報酬以外の金額20)
会 計 参 与	—
監 査 役	—
執 行 役	1,727 (内 報酬以外の金額239)
計	1,883 (内 報酬以外の金額259)

- (注) 1. 当行は、執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておりません。
2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしておりません。
3. 上記金額には、職務執行の対価として付与された新株予約権について、当該年度に費用計上した以下金額が含まれております。
- | | |
|-----|--------|
| 取締役 | 20百万円 |
| 執行役 | 239百万円 |
4. 報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法にかかる決定に関する方針は、次のとおりであります。
- ① 基本方針
役員報酬は、以下の項目に基づき決定するものとする。
- ・ 役員の業績
 - ・ 当行の収益動向
 - ・ マーケット水準
- 役員報酬は、トータル報酬という観点から決定するものとする。
- ② 取締役報酬について
グローバル・スタンダードに基づき、トータル報酬を決定するものとする。またトータル報酬は定額報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。
- ③ 執行役報酬について
トータル報酬の目的は以下のとおりとする。
- ・ 業務執行能力の高い人材の確保
 - ・ 当行の業績向上への然るべきインセンティブを与えること
- トータル報酬は定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。トータル報酬は当行業績への貢献を勘案の上決定するものとする。また外国人執行役にはこれを考慮した一定のFRINGE BENEFITを供与するものとする。なお、ここでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況
マイケル J. ボスキン	エクソン・モービル・コーポレーション 社外取締役 オラクル・コーポレーション 社外取締役 ボーダフォン・グループ 社外取締役
エミリオ ポティン	バンコ・サンタンデール・セントラル・イスパーノ 会長（業務執行者） サンタンデール・インベストメント 会長（業務執行者） サンタンデール・チリ・ホールディング 会長（業務執行者） ポルタル・ユニバーシア アンド アフィリエーツ 会長（業務執行者）
伊藤 侑徳	株式会社CEA Japan 代表取締役社長
可児 滋	拓殖大学大学院 客員教授
フレッド H. ラングハマー	アメリカン・インスティテュート フォー コンテンポラリー・ジャーマン・スタディーズ 共同会長 ウォルト・ディズニー社 社外取締役 アメリカン・インターナショナル・グループ 社外取締役
榎原 稔	三菱UFJ証券株式会社 社外取締役 三菱倉庫株式会社 社外取締役 株式会社三菱総合研究所 社外取締役 株式会社ミレアホールディングス 社外取締役 米IBM社 社外取締役 リップルウッド・ホールディングス 社外取締役
長島 安治	日本オーチス・エレベータ株式会社 社外取締役 いすゞ自動車株式会社 社外監査役 大阪ヒルトン株式会社 社外監査役
ルシオ A. ノト	フィリップ・モリス・インターナショナル 社外取締役 米IBM社 社外取締役 ペンスケ・オートモーティブ・グループ 社外取締役 コマーシャル・インターナショナル銀行 社外取締役
小川 信明	長谷川香料株式会社 社外監査役

氏 名	兼 任 所 の 他 の 状 況
高 橋 弘 幸	松下電器産業株式会社 社外監査役
	協和発酵工業株式会社 社外監査役
ジョン S. ワズワース Jr.	マニトウ・ベンチャー パートナー
	シーユアン・ベンチャー 会長
	ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツ 社外取締役

(注) 当行は、上記社外取締役が業務執行者である会社との間において重要な取引はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況 監査委員会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況①
マイケル J. ボスキン	8年	当事業年度開催の取締役会 13回中11回出席	専門分野である経済の観点から議案等に関し必要な発言を適宜行っております。
エミリオ ボティン	7年11ヶ月	当事業年度開催の取締役会 13回中4回出席	主に当行のリテール業務に関連する分野の議案について銀行経営者としての専門的見地から必要な発言、助言を適宜行っております。
伊藤 侑徳	9ヶ月	平成19年6月就任後、当事業年度開催の取締役会11回中10回、監査委員会10回中全てに出席	銀行業務に関する豊富な知識と経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。
可児 滋	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 13回中全て、監査委員会13回中全てに出席	専門分野であるリスク管理の観点から議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
フレッド H. ラングハマー	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 13回中11回出席	特にリテール業務に関しコンシューマー分野の経営者としての豊富な経験、専門的見地から必要な発言、助言を適宜行っております。
榎原 稔	8年	当事業年度開催の取締役会 13回中11回出席	経営者としての豊富な経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。
長島 安治	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 13回中12回、監査委員会13回中11回出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
ルシオ A. ノト	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 13回中9回出席	経営者としての豊富な経験に基づき、内部管理を中心に議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。
小川 信明	常勤監査役 1年 社外取締役 8年	当事業年度開催の取締役会 13回中全て、監査委員会13回中全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、他社社外監査役の経験に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。
高橋 弘幸	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 13回中11回、監査委員会13回中全てに出席	他社監査役を含めた豊富な業務経験に基づき、また監査委員会委員長として、議案、審議全般に関し、必要な発言、助言を行っております。
ジョン S. ワズワース Jr.	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 13回中全てに出席	豊富な業務経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。

氏 名	取締役会における発言その他の活動状況②
マイケル J. ボスキン エミリオ ボティン 伊藤 侑 徳 可児 滋 フレッド H. ラングハマー 榎 原 稔 長 島 安 治 ルシオ A. ノト 小 川 信 明 高 橋 弘 幸 ジョン S. ワズワース Jr.	<p>当行は平成19年6月28日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成19年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。</p> <p>本命令を受けて、当行は、抜本的な収益改善策を盛り込んだ業務改善計画を平成19年7月27日に提出しました。提出に先立つ平成19年7月25日の取締役会において、経費の抑制と収益力向上のバランスを維持する必要性や、経営健全化計画未達の主因である当行の消費者金融分野のグループ会社の経営状態や財務に関する方針について議論がなされ、その実効性について慎重な審議を行った上で業務改善計画の承認を行っております。各社外取締役は、この業務改善命令を受ける以前より、特に消費者金融業界における法規制の変更が同分野のグループ会社の経営・財政状態や当行の業績に与える影響、当行による同分野のグループ会社の監督体制について、取締役会及び監査委員会を通じ、業務執行陣から報告を受けておりました。業務改善命令を受けた後は、業務改善計画の着実な実行に資する活動を行うとともに、子会社等を含めた当行のグループ戦略を明確にした上で、当行の経営基盤の強化や収益力の向上のためのより具体的な施策を実行する必要性を確認し、取締役会においても様々な観点から議論を行っております。</p>

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
マイケル J. ボスキン エミリオ ボティン 伊藤 侑 徳 可児 滋 フレッド H. ラングハマー 榎 原 稔 長 島 安 治 ルシオ A. ノト 小 川 信 明 高 橋 弘 幸 ジョン S. ワズワース Jr.	<p>社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。</p>

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	143 (うち報酬以外の金額18)	—

(注) 報酬以外の金額18百万円は、社外取締役役に職務執行の対価として付与された新株予約権について、当該年度に費用計上した金額となります。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	2,500,000千株
	甲種優先株式	74,528千株
	乙種優先株式	600,000千株
発行済株式の総数	普通株式	2,060,346千株
	甲種優先株式	—千株
	乙種優先株式	—千株

(株式数にかかる注記)

1. 株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	51,239名
甲種優先株式	0名
乙種優先株式	0名

(当年度末株主数にかかる注記)

1. 当行は、平成19年8月1日に乙種優先株式を一斉取得し、対価として普通株式200,000千株を発行しました。これにより自己株式となった乙種優先株式300,000千株は、同日消却しました。
2. 平成20年2月4日に第三者割当増資により、普通株式117,647千株を発行しました。
3. 平成20年3月31日に甲種優先株式につき取得請求がなされ、対価として普通株式269,128千株を発行しました。これにより自己株式となった甲種優先株式74,528千株は、同日消却しました。

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
サターン フォー サブ エルピー (ジェービーエムシービー 380111)	322,964千株	16.44%
預金保険機構	269,128千株	13.70%
株式会社整理回収機構	200,000千株	10.18%
サターン ジャパン スリー サブ シーブイ (ジェービーエムシービー 380113)	110,449千株	5.62%
ジェービー モルガン チェース バンク 380055	82,367千株	4.19%
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	80,058千株	4.07%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	78,015千株	3.97%
ユービーエス ファイナンシャル サービス スペシャル リザーブ アカウント エクスクルーシブ ベネフィット カスタマー	44,138千株	2.24%
アストヤナクス コーポレーション 380098	44,138千株	2.24%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	34,447千株	1.75%

(大株主にかかる注記)

1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(96,422千株)を控除した上で算定し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の10分の1以上の数を有する株主は、サターン フォー サブ エルピー(ジェービーエムシービー 380111)、預金保険機構及び株式会社整理回収機構の3名です。
4. 「ユービーエス ファイナンシャル サービス スペシャル リザーブ アカウント エクスクルーシブ ベネフィット カスタマー」名義の株式は当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が、実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。
5. 「アストヤナクスコーポレーション380098」名義の株式は当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が、実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。
6. アスティヤナクス・コーポレーションほか共同保有者計5名が平成19年11月27日(報告義務発生日:平成19年11月19日)に関東財務局長に提出した変更報告書No. 1には、共同保有者のうちサターン・ジャパンV・シーブイが当行普通株式を70,708千株保有している旨の記載がありますが、株主名義は確認できませんので、上記の記載は当行の株主名簿によっています。
7. テンプルトン・グローバル・アドバイザー・リミテッドほか共同保有者計4社が平成20年3月24日(報告義務発生日:平成20年3月14日)に関東財務局長に提出した変更報告書No. 4には、共同保有

者が当行普通株式を合計103,789千株保有している旨の記載がありますが、株主名義及び各当該名義の保有株式数は確認できませんので、上記の記載は当行の株主名簿によっています。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第1回新株予約権	第5回新株予約権
取締役会決議日	平成16年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成16年7月1日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	9,455個	4,922個
会社役員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	855個/12名	678個/11名
社外取締役の保有状況	—	250個/10名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 6,343,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 3,589,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	684円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個に切り上げる）に限って権利を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成17年6月27日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	2,856個	1,287個
会社役員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	1,241個／4名	176個／9名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,400,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 947,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成17年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年9月23日
発行日	平成17年6月27日	平成17年9月28日
発行した新株予約権の数	561個	157個
会社役員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	84個／2名	108個／1名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 386,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 157,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	697円
新株予約権を行使することができる期間	平成17年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第10回新株予約権	第13回新株予約権
取締役会決議日	平成17年 9 月23日	平成18年 5 月23日
発行日	平成17年 9 月28日	平成18年 5 月25日
発行した新株予約権の数	53個	5,342個
会社役員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	36個 / 1名	648個 / 14名
社外取締役の保有状況	—	250個 / 10名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 53,000株 (新株予約権 1 個につき1,000株)	普通株式 4,132,000株 (新株予約権 1 個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	697円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年 7 月 1 日から平成27年 6 月23日	平成20年 6 月 1 日から平成27年 6 月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年 7 月 1 日以降とし、さらに平成20年 7 月 1 日から平成22年 6 月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年 6 月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成20年 6 月 1 日から平成21年 5 月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年 6 月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成18年 5月23日	平成18年 5月23日
発行日	平成18年 5月25日	平成18年 5月25日
発行した新株予約権の数	3,027個	1,439個
会社役員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	1,659個 / 3名	193個 / 12名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,614,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 1,135,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年 6月 1日から平成27年 6月23日	平成20年 6月 1日から平成27年 6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年 6月 1日以降とし、さらに平成20年 6月 1日から平成21年 5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年 6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年 6月 1日以降とし、さらに平成21年 6月 1日から平成23年 5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年 6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第17回新株予約権	第18回新株予約権
取締役会決議日	平成19年5月9日	平成19年5月9日
発行日	平成19年5月25日	平成19年5月25日
発行した新株予約権の数	3,306個	1,480個
会社役員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	820個/13名	761個/3名
社外取締役の保有状況	110個/11名	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,132,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 1,457,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	555円	555円
新株予約権を行使することができる期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日	平成19年6月1日から平成29年5月8日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	第17回新株予約権	第18回新株予約権
取締役会決議日	平成19年5月9日	平成19年5月9日
発行日	平成19年5月25日	平成19年5月25日
発行した新株予約権の数	3,306個	1,480個
うち使用人に対する発行個数	2,366個/110名	719個/23名
うち子会社及び子法人等の会社役員及び使用人に対する発行個数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,306,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 1,480,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	555円	555円
新株予約権を行使することができる期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日	平成19年6月1日から平成29年5月8日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第19回新株予約権
取締役会決議日	平成19年6月20日
発行日	平成19年7月2日
発行した新株予約権の数	140個
うち使用人に対する発行個数	—
うち子会社及び子法人等の会社役員及び使用人に対する発行個数	140個/32名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 140,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	527円
新株予約権を行使することができる期間	平成21年7月1日から平成29年6月19日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行

(注) 上記個数には交付後に当行役員となった使用人に交付した個数が含まれており、当該個数は「(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等」においても含まれております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名 称	当該事業年度に係る報酬等（百万円）		そ の 他
監査法人トーマツ	監 査 証 明 業 務	268	監査証明業務以外の業務には、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。
	監査証明業務以外の業務	66	
	報 酬 等 計	335	

- (注) 1. 指定社員は後藤順子氏、宮崎茂氏、松本繁彦氏の3名です。
 2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
 3. 当行並びに当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当 該 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 （ 百 万 円 ）		
	監 査 証 明 業 務	500
	監査証明業務以外の業務	101
	報 酬 等 計	601

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、以下の各項のいずれかに該当する場合に会計監査人の解任または不再任につき審議し、解任または不再任が相当と認める場合には必要な決議を行う方針です。

1. 会社法第337条第3項各号の規定のいずれかに抵触する場合
2. 会社法第340条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合
3. その他会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合

ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第35条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使して行く方針であります。

なお、中長期的な今後の配当方針としましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえ、グローバルスタンダードに基づき株主の皆さまへの収益配分をはかっていくことを基本的方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランスにも留意の上、公的資金注入行に課せられている経営健全化計画等の制約の下、総合的に判断していく所存であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第416条第1項第1号ロ及びホならびに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づき委員会設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）については、当行では「内部統制規程」及びその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、執行役は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全執行役・職員がこれに従うことを義務付けております。その概略は以下のとおりです。

なお、当行は、平成16年6月に旧商法及び旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下、「旧商法特例法」と言います。）に基づき委員会等設置会社に移行した時点において、旧商法特例法及び旧商法施行規則に定められた監査委員会の職務の遂行のために必要な事項として、取締役会において「内部統制規程」を定める決議を行い内部統制システムの構築をはかっていたものでありますが、平成18年5月の会社法施行に伴い「内部統制規程」に必要な改定を行った上、改めて取締役会において決議しております。さらに、内部統制システムの状況について、取締役会に対しても定期的に報告が行われております。

(1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第1号）

当行は、監査委員会の職務を補助するため監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局の責任者である監査委員会事務局部長及び同事務局所属の従業員を監査委員会の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査委員会にその業務の結果を報告する義務を負うものとしています。

- (2) 前項の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第2号）

監査委員会事務局は、監査委員会に直接報告を行っており各執行役及び業務執行からは独立した組織として設置されております。また職務補助者の任命・解雇・配置等人事異動については監査委員会の同意を得ることとし、監査委員会事務局部長の人事異動については監査委員会の同意を得た上で取締役会がこれを決定するものとしております。職務補助者の賃金等の改定も予め監査委員会の同意を得ることとしております。このように、監査委員会の職務を補助すべき使用人について執行役からの独立性を確保しております。

- (3) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制（会社法施行規則第112条第1項第3号）

執行役及び従業員は、監査委員会に対して、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか取締役会又は監査委員会が定める事項を遅滞なく、報告することとしています。かかる報告については、執行役は直接、従業員は監査委員会事務局を経由して、監査委員会に報告するものとし、原則として書面により行われるものとしています。そして、監査委員会事務局は、監査委員会又は予め指名された監査委員からの命令に従い、上記報告をなした執行役又は従業員から事情を聴取することとしております。

- (4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第1項第4号）

執行役及び従業員は、監査委員会の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとされているほか、監査委員会は必要に応じ、法律上認められる範囲内に限って当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。

- (5) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第416条第1項第1号ホ、会社法施行規則第112条第2項第4号）

執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めており、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。

「新生銀行行動規範」においては、法規及び社内手続に違反した場合などに解雇を含む懲戒処分が課せられることがあることが規定され、役職員に対し法規及び社内手続に違反した場合の速やかな報告義務を課しております。またすべての役職員に対し、本規範を理解し遵守することを書面等で定期的に誓約・確約することを義務付けております。

この規範の下、必要に応じた社内手続を設け、役職員の行動を詳細に規制しております。

(6) 執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第112条第2項第1号）

執行役の職務の執行にかかる情報については、その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、監査委員会の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、執行役及び従業員の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。

「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。また、情報セキュリティを、情報資産をその特性に応じて適切に管理し、機密性・完全性・可用性を確保・維持することと定義し、これを実現することを目的とし、法令の遵守、必要最小限の開示原則に基づいたアクセス権限の付与、必要な体制の構築・運用、情報資産の分類・管理の実施及び教育・訓練の実施等に関して規定しております。

(7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第112条第2項第2号）

損失の危険の管理のため、当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに則ったリスク管理体制を構築しております。

「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では、当行及び当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスク・投資委員会、クレジット委員会、ALM／市場リスク委員会、新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、及び③リスク管理部門の機能・役割と責任等を規定しております。

(8) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第3号）

当行執行役は、執行役の職務権限と責任などを定めた「執行役規程」に従い、日々の業務執行を行うこととしております。

「執行役規程」には、執行役の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業避止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行にかかる情報の保存及び管理など執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。

- (9) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第5号）

当行全体の経営方針やビジネスプラン及びリスク管理やコンプライアンス管理体制と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。

「子会社・関連会社ポリシー」は①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性との整合性確保、②当行と同レベルのリスク管理や事務の実行の指導、③子会社・関連会社としてのファイアーウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レピュテーションの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化をはかることをその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定しております。

- (10) その他

当行では、取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに速やかに排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために、監査部は当行が定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を執行役社長及び監査委員会に対して報告することとしております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 甲種優先株式及び乙種優先株式の全てが普通株式に転換されたことに伴い、定款第2章の2に定める同優先株式の記載およびその他同優先株式に関する記載を削除いたします。
- (2) 定款第6条の変更に關しては、財務基盤の強化に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、2008年3月31日現在、発行済株式総数が20億6034万6千株まで膨らみ株式による新規資本調達余力が低下した発行可能株式総数を適正な水準に拡大するものです。なお、この定款第6条の変更は、いわゆる買収防衛策を想定したものではありません。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>31億7452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式(以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。)</u> とする。	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>40億株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>すべての種類の株式につき、1,000株</u> とする。	第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p>	(削除)
<p><u>(優先配当金)</u></p>	(削除)
<p>第11条の2 当銀行は、第36条第1項に定める期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年100円、乙種優先株式1株につき年10円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の期末配当金（以下優先配当金という。）を支払う。ただし、当該事業年度において次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。優先配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p>	(削除)
<p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p>	
<p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	
<p><u>(優先中間配当金)</u></p>	
<p>第11条の3 当銀行は、第36条第2項に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という。）を支払う。優先中間配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(残余財産の分配)</u> 第11条の4 当銀行の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株主または優先登録株式質権者に対し、甲種優先株式1株につき1,300円、乙種優先株式1株につき400円を支払う。残余財産の分配にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。 2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>	(削除)
<p><u>(優先株式の消却)</u> 第11条の5 当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを剰余金をもって当該買入価格により消却することができる。</p>	(削除)
<p><u>(議決権)</u> 第11条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発されるまでに、取締役会において優先配当金を受ける旨の議案が承認されず、かつ、かかる議案を定時株主総会に提出する旨の決議がされなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、取締役会または定時株主総会において優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</p>	(削除)
<p><u>(株式の併合または分割、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利等)</u> 第11条の7 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。 2 当銀行は、優先株主には、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(優先株式の取得請求)</u> 第11条の8 優先株主は、当銀行に対し、その優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間（以下取得請求期間という。）において、当該決議で定める条件でその優先株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(優先株式の一斉取得)</u> 第11条の9 当銀行は、取得請求期間中に取得請求のなかった優先株式を、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの取得請求期間の末日の翌日（以下一斉取得日という。）をもって取得し、これと引換えに、当該優先株式1株の払込金相当額を甲種優先株式、乙種優先株式それぞれについて次項に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 前項に定める一定の金額とは、甲種優先株式については、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、乙種優先株式については、一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合またはいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所または当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場（以下店頭市場という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）、また、当該45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれの証券取引所または店頭売買有価証券登録原簿にも上場または登録されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、取締役会において別途定める算式に従い、直近の事業年度の末日または中間事業年度の末日において算定される1株当たり純資産額をいうものとする。ただし、一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式が上場または取引されている証券取引所または店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、当該取引日から一斉取得日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所または店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値を基準に平均値を算出する。また、平均値の計算は四捨五入小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>前2項の取得と引換えに交付される普通株式の数は、甲種優先株式1株に対し2株を上限とし、乙種優先株式1株に対し3分の2株を上限とし2分の1株を下限とする。ただし、当該優先株式発行の後、普通株式の併合または分割が行われた場合には、甲種優先株式については2株に、乙種優先株式については3分の2株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とし、また乙種優先株式については2分の1株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を下限とする。</u></p> <p>4 <u>前3項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</u></p> <p>第3章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p><u>第17条の2 第12条第3項および第4項、第15条ならびに前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>第7章 計 算 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項1号(優先株式についての会社法第156条第1項各号に掲げる事項を除く。)および第2号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>	<p>第3章 株主総会 (削除)</p> <p>第7章 計 算 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>

第2号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行株式の数
1	ティエリー ホールテ (昭和32年6月28日生)	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年1月 同社マネージングディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成17年6月 当行取締役代表執行役社長(現任)	普通株式 514,756株
2	マイケル J. ホスキン (昭和20年9月23日生)	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーバー研究所T. M. フリードマン経済学教授上級研究員(現任) 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取締役(現任) 平成8年1月 エクソン・コーポレーション(現エクソン・モービル・コーポレーション)取締役(現任) 平成11年6月 ホータン・フォン・グループ取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任)	普通株式 105,783株
3	エミリオ ホーティン (昭和9年10月1日生)	昭和33年10月 サンタンテール銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 バンコ・サンタンテール・セントラル・イスパノ会長(現任) 平成12年4月 当行取締役(現任) 平成15年7月 サンタンテールグループ会長(現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
4	J. クリストファー フラワース [°] (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 コールマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ 取締役 (現任) 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成14年11月 J. C. フラワース 社会長 (現任) 平成17年12月 N I B C銀行スーパーバイザリーボードメンバー (現任) 平成18年6月 フォックス・ピット・ケルトン社 (現フォックス・ピット・ケルトン・コクラン・カーニア・ウォラー) 取締役 (現任) 平成18年10月 H S Hノルド銀行スーパーバイザリーボードメンバー (現任)	普通株式 92,670,463株
5	伊藤 藤 侑 徳 ^{のり} (昭和11年3月8日生)	昭和37年4月 日本輸出入銀行 (現国際協力銀行) 入行 平成3年6月 同行理事 平成7年4月 三菱商事株式会社顧問 平成14年4月 帝京大学経済学部教授 平成15年1月 A O Cホールディングス株式会社監査役 平成19年3月 株式会社C E A J a p a n代表取締役社長 (現任) 平成19年6月 当行取締役 (現任) 平成19年6月 社団法人ラテン・アメリカ協会監事 (現任)	普通株式 3,000株
6	か 可 児 滋 ^{しげる} (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役 (現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授 (現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当行 株 式 の 数
7	フレッド H. ランクハマー (昭和19年1月13日生)	昭和45年9月 トットウェルジャパン株式会社輸入部門ゼネラルマネージャー 昭和50年1月 エステロータージャパン社長 昭和60年9月 エステローター株式会社最高執行責任者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社社長兼最高経営責任者 平成16年7月 同社海外事業専属会長 (現任) 平成17年1月 ウォルト・ディズニース社取締役 (現任) 平成17年6月 当行取締役 (現任) 平成18年1月 アメリカン・インターナショナル・グループ 取締役 (現任)	0株
8	まき ぼら みゆの 慎 原 稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成12年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役 (現任)	0株
9	まつ もと おおき 松 本 大 (昭和38年12月19日生)	昭和62年4月 ソロモン・ブライザーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 コールマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同社東京支店常務取締役 平成6年11月 コールマン・サックス・グループ, L. P. ゼネラル・パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス代表取締役 平成16年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社代表取締役社長 (現任) 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式会社 (現マネックス証券株式会社) 代表取締役社長 (現任)	0株
10	なが しま やす はる 長 島 安 治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所 (現長島・大野・常松法律事務所) パートナー 平成9年1月 同事務所顧問 (現任) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員 (現任) 平成16年6月 当行取締役 (現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
11	小川信明 (昭和14年3月13日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所（現小川・友野法律事務所）パートナー（現任） 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行（特別公的管理下における株式会社日本長期信用銀行）監査役 平成12年3月 当行取締役（現任）	0株
12	高橋弘幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役（現任） 平成18年6月 松下電器産業株式会社監査役（現任） 平成19年6月 協和発酵工業株式会社監査役（現任）	0株
13	シヨン S. ワスワース Jr. (昭和14年9月12日生)	昭和38年8月 ファースト・ホストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・シヤパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アトバイザリーディレクター（現任） 平成13年8月 マニラ・ベンチャー パートナー（現任） 平成17年5月 シュアン・ベンチャー会長（現任） 平成17年6月 当行取締役（現任）	普通株式 70,000株
14	八城政基 (昭和4年2月14日生)	昭和33年6月 スタナート・ウァキユム・オイル日本支社（現エクソンモービル有限会社）入社 昭和49年6月 エッソ石油株式会社取締役社長 平成元年11月 シティバンク・エヌ・エイ在日代表 平成12年3月 当行代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当行取締役代表執行役会長兼社長 平成16年8月 中国銀行業監督管理委員会国際顧問委員会委員（現任） 平成17年6月 当行取締役会長 平成18年6月 当行シニア・アトバイザー（現任） 平成19年6月 中国建設銀行顧問（現任）	0株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当（委員会）については事業報告（26ページ）に記載しております。

2. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行は J. クリストファー フラワーズ氏がジェネラルパートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配している NIBC Bank N.V. に対して融資コミットメントの設定を行っています。
- (2) 当行は J. クリストファー フラワーズ氏がジェネラルパートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配している NIBC Bank Ltd. (NIBC Bank N.V. のシンガポール現地法人) に対して融資を行っています。
- (3) 当行は J. クリストファー フラワーズ氏が代表をつとめる J. C. フラワーズ社が設立、運営する J. C. Flowers II L. P. に対して出資を行っています。
- (4) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を引受けました。J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。

その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. マイケル J. ホスキシ、エミリオ ホティン、J. クリストファー フラワーズ、伊藤侑徳、可児 滋、フレッド H. ラングハマー、榎原 稔、松本 大、長島安治、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① マイケル J. ホスキシ氏につきましては、経済学の専門家としての高い見識と他の企業における社外取締役としての経験を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ② エミリオ ホティン氏につきましては、銀行経営者としての豊富な経験と特にリテール業務に関する高い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ③ J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ④ 伊藤侑徳氏につきましては、国際金融に関する見識と豊富な経験、銀行業務に関する知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑤ 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑥ フレッド H. ラングハマー氏につきましては、経営者としての豊富な経験と消費者関連業務における高い見識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑦ 榎原 稔氏につきましては、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- ⑧ 松本 大氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また経営者としての経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑨ 長島安治氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑩ 小川信明氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑪ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑫ ジョン S. ワグズ Jr.氏につきましては、投資銀行業務における幅広い知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った事実行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

当行は平成19年6月28日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成19年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。

本命令を受けて、当行は、抜本的な収益改善策を盛り込んだ業務改善計画を平成19年7月27日に提出しました。提出に先立つ平成19年7月25日の取締役会において、経費の抑制と収益力向上のバランスを維持する必要性や、経営健全化計画未達の主因である当行の消費者金融分野のグループ会社の経営状態や財務に関する方針について議論がなされ、その実効性について慎重な審議を行った上で業務改善計画の承認を行っております。社外取締役候補者のマイケル J. ボスキ、エミリオ ボライ、伊藤侑徳、可児 滋、フレッド H. ランゲハマー、榎原 稔、長島安治、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワグズ Jr. は、この業務改善命令を受ける以前より、特に消費者金融業界における法規制の変更が同分野のグループ会社の経営・財政状態や当行の業績に与える影響、当行による同分野のグループ会社の監督体制について、取締役会及び監査委員会を通じ、業務執行陣から報告を受けておりました。業務改善命令を受けた後は、業務改善計画の着実な実行に資する活動を行うとともに、子会社等を含めた当行のグループ戦略を明確にした上で、当行の経営基盤の強化や収益力の向上のためより具体的な施策を実行する必要性を確認し、取締役会においても様々な観点から議論を行っております。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

榎原 稔氏が取締役をつとめている三菱UFJ証券株式会社は、平成17年7月（当時三菱証券株式会社）に行った法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券の売買をする行為（旧証券取引法で定められていた証券会社の禁止行為）により、平成19年1月に金融庁から業務改善命令を受領しました。同氏は本件が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性を強調し、不当な業務執行の防止に努めておりました。また、本件発覚後は、取締役会において経営陣が策定した業務改善策を監督し、必要な意見を述べております。

松本 大氏が代表取締役社長をつとめているマネックス証券株式会社は、平成17年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況であること、および証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成18年6月に金融庁より業務改善命令を受領しました。尚、同社は平成18年7月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。

- (4) 社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
- ① マイケル J. ボスキン氏につきましては、経済学者として高い見識を有しており、また、他社での社外取締役の経験も豊富であることから、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
 - ② 長島安治、小川信明の両氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげていると共に、豊富な経験を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
- (5) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① マイケル J. ボスキン、榎原 稔、小川信明の各氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって8年3ヶ月であります。
 - ② エリオ ボテン氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結時をもって8年2ヶ月であります。
 - ③ 伊藤侑徳氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年であります。
 - ④ 可児 滋、長島安治の両氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって4年であります。
 - ⑤ フレット H. ラングハマー、ジョン S. ワズワース Jr. の両氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって3年であります。
 - ⑥ 高橋弘幸氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。
- (6) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について
- 社外取締役候補者マイケル J. ボスキン、エリオ ボテン、伊藤侑徳、可児 滋、フレット H. ラングハマー、榎原 稔、長島安治、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記10名の再任が承認された場合、当行は10名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また新任社外取締役候補者の J. クリストファー フラワース、松本 大の両氏は、取締役に選任された場合、当行と上記と同じ内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 当行及び当行子会社の役職員等に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を取締役に委任することについてご承認をお願いするものであります。

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員に対し本新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当行取締役会は、下記「3. 新株予約権の募集事項」としてご承認いただいた範囲内で、行使期間及び行使条件が異なる新株予約権を発行できるものとします。

2. 新株予約権割当の対象者

当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員に対し本新株予約権12,000個を上限として割当てるものとします。

3. 新株予約権の募集事項

(1) 募集新株予約権の数の上限

12,000個を上限とする。

(2) 募集新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個につき当行普通株式1,000株

なお、当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る。）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に①に定める本新株予約権1個につき交付される当行普通株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減ずる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当にかかる取締役会決議日（以下「付与決議日」という。）の後2年を経過した日から、付与決議日から10年を経過する日までの範囲で、当行取締役会が決定する。

④ 新株予約権の行使の条件

- (i) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。
- (ii) 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (iii) その他の条件については、本株主総会及びその後の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得

- (i) 当行が消滅会社となる合併契約が当行株主総会で承認された場合、又は、当行が行う株式交換又は株式移転に係る株式交換契約又は株式移転計画が当行株主総会で承認

された場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に本新株予約権を無償で取得する。

- (ii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当を受けた者が、④(iii)の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態である場合等、本新株予約権を行使できない状態にある場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて当該本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に当該本新株予約権を無償で取得する。

⑧ 組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

(v) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとし、金銭の払込を要しない。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成20年6月24日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 0120-186-417（24時間受付、通話料無料）

＜住所変更等用紙の請求＞ 0120-175-417（24時間受付）

＜その他のご照会＞ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店1階 新生ホール
- 最寄り駅
- ・ 地下鉄—東京メトロ 日比谷線 霞ヶ関駅 (C4出口より徒歩約1分)
 - 東京メトロ 丸ノ内線 霞ヶ関駅 (B2出口より徒歩約5分)
 - 東京メトロ 千代田線 霞ヶ関駅 (C4出口より徒歩約1分)
 - 東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅 (9番出口より徒歩約6分)
 - 都 営 三 田 線 内幸町駅 (A7出口より徒歩約2分)
 - ・ J R線—新橋駅 (日比谷口より徒歩約10分)

